

○低入札価格調査制度運用要領

制 定 平成 13 年 6 月 1 日

最近改正 平成 20 年 5 月 30 日

低入札価格調査制度導入に伴う基本方針（平成 8 年 1 月 1 日施行）を次のように改正する。

（目 的）

第 1 条 この基準は、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定による低入札価格調査制度の基本的な取り扱いを定める。

（適用範囲）

第 2 条 工事請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札のうち、予定価格が 1 億円以上の案件について適用する。

ただし、上記にかかわらず必要があると認められる場合については、低入札価格調査制度を適用することができる。

（制度の手続き）

第 3 条 別紙のとおり

（調査基準価格）

第 4 条 予定価格の $\frac{2}{3}$ ～ $\frac{8.5}{10}$ の範囲内で定める。

調査基準価格＝直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費（現場経費）の $\frac{1}{5}$

特別なものについては、上記の算定方法にかかわらず予定価格の $\frac{2}{3}$ ～ $\frac{8.5}{10}$ の範囲内で適宜の割合を定めることができる。

（入札参加業者への周知）

第 5 条 本制度が適用される工事の入札に際しては、入札公告及び指名通知書において、入札参加業者に対し、本制度が採用される旨通知する。

（入札の執行）

第 6 条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」を宣言し、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

（調査の実施）

第 7 条 入札担当課、入札請求局と共同で以下の調査を行う。

- ・当該価格で入札した理由
- ・入札価格の工事費内訳書
- ・下請負契約の予定
- ・契約対象工事付近における手持工事の状況

- ・契約対象工事関連の手持工事の状況
- ・手持資材の状況
- ・手持機械数の状況
- ・労働者の具体的供給見通し
- ・過去に施工した公共工事名及び発注者
- ・経営状況
- ・信用状態（賃金不払い、下請代金の支払遅延状況等）
- ・その他必要な事項

（数値的判断基準）

第 8 条 工事費内訳書における数値的判断基準を設定している場合は、調査基準価格を下回る全ての入札者について、あらかじめ示す同基準を満たしているかを確認した後に、前条に定める調査を行うものとする。確認の結果、同基準を満たしていない入札者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして、落札者とし、速やかにその旨を公表するものとする。

2 前項に定める確認に際しては、事前に契約請求局長（大阪市契約規則第 4 条第 1 項に定める契約請求を行った局長等をいう。以下同じ。）へ意見を求め、回答を得なければならない。

（調査の結果適合した履行がされると認められた場合の措置）

第 9 条 契約担当者（大阪市契約規則第 3 条又は区長委任規則（昭和 31 年大阪市規則第 60 号）第 9 号の 2 の規定により契約の締結を委任された者をいう。以下同じ。）は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときに、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせる。

（調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合の措置）

第 10 条 契約担当者は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

ただし、事前に契約請求局長へ意見を求め、回答を得なければならない。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第 7 条及び第 9 条以降と同様の手続による。

（落札者に対する取扱い）

第 11 条 第 9 条の規定による落札者に対しては、契約の締結に際し、次のとおりの措置を行うこととする。

(1) 専任の監理技術者又は主任技術者（以下監理技術者等という。）の配置が義務付けられている工事において、当該契約者が、過去 2 年（当該年の前年及び前々年）以内に竣工した工事に関して、以下のいずれかの要件に該当する場合には、専任の監理技術者等とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することを義務

付け、配置予定技術者調書を提出させる。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された場合
- ② 工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された場合。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止措置又は文書による警告を受けた場合
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた場合

(契約後の取扱い)

第 12 条 工事の施工にあたっては、監視、監督、検査体制を強化することとし、工事施工担当部局において次のとおりの措置を行うこととする。

- (1) 監督職員は、調査で提出させた資料等及び調査記録を引き継ぎ、施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。(下請業者に対する項目についても確認すること)
- (2) 特に施工体制の確認や配置技術者等の専任把握のため、点検を徹底するほか、随時点検を実施する。

(準 用)

第 13 条 この規定は、入札事務を契約管財局契約部において行う場合について準用する。

附 則

この規定は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 18 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

低入札価格調査制度の手続

